

サポートセンターからのお知らせ

■ 田辺・橋本での出張相談について (要予約・無料)

遠隔地等のため和歌山県 NPO サポートセンターまでお越しいただくのが困難なみなさまのために、以下の2カ所です毎月2回ずつ出張相談を承っております。事前にご予約下さい。なお、1件あたりの相談時間は1時間以内とさせていただきます。

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2・4金曜日の10時半～17時
- 場 所：田辺市民総合センター 2F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833 (FAX 同番号)
- 対 象：田辺市を中心に紀南で活動中または活動しようとする団体

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2・4水曜日の10時～16時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX 0736-33-0095
- 対象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

■ NPO 出張相談・出張講座について

県内の NPO・ボランティア団体、行政機関・社会福祉協議会、企業等を対象とした NPO 出張相談・出張講座を承っています。概ね5名以上のグループが対象となります。ご利用は無料ですが、会場の賃借料がかかる場合はご負担をお願いします。

- 想定される主なテーマ 「NPO とはなに?」「NPO 法人制度とは」「NPO 法人の役員の役割」「NPO 法人と事業報告」
- 「NPO と行政・企業との協働の基礎」など NPO にまつわる基礎的な内容。お気軽にお問い合わせ下さい。

■ 「わか愛愛」バックナンバーについて

本紙「わか愛愛」の2013年5月以降のバックナンバーは和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」に掲載しています。和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」ページの「情報紙バックナンバー」のリンクからどうぞ。

サポートセンターからのご案内

サポートセンターはがんばる NPO のみなさんを応援しています!

サポセン主催講座

■NPO 基礎講座

NPO とはなにか、NPO 法人の設立と運営について基礎からご紹介します。

- 日 時 1月16日(土) 14:00～15:30
- 場 所 和歌山ビッグ愛9階会議室 B
- 参加費 300円(資料代)
- 定 員 20名

■NPO 法人年度末実務対策講座

NPO 法人の多くは3月が年度末。年度末から年度明けにかけて様々な事務が発生します。一通りおさらいしませんか。

- 【和歌山会場 定員20名】
- 日 時 2月13日(土) 14:00～15:30
- 場 所 和歌山ビッグ愛9階会議室 B

【田辺会場 定員10名】

- 日 時 3月11日(金) 19:00～20:30
- 3月12日(土) 14:00～15:30
- ※両日とも内容は同じです。
- 場 所 田辺市民総合センター会議室
- 参加費 300円(資料代)

お申し込みは和歌山県 NPO サポートセンターまで。

NPO 交流会を開催しました

12月12日に第2弾 NPO 交流会として、県内のたくさんの方の福祉サービス事業者の商品のご紹介と、商品開発の裏側をうかがう会を開催しました。



県内各地からラスク、ポップコーン、きのこ類、佃煮、梅干し、クッキー、アップルケーキ、チョコレート、お米、焼肉のタレ・・・などなど多種多様な商品が勢揃い!



できるだけ地元の原材料を使い、安心・安全・高品質な商品づくりをこころがけていることについてご紹介をいただいたうえで、試食を兼ねた交流会へ。



多彩な商品とおいしさに驚きの声が出ただけではなく、作業所の活動に協力したい、など、様々な出会いとつながりが生まれました!

NPO のご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター (和歌山ビッグ愛 9F) TEL: 073-435-5424 FAX: 073-435-5425 メール: info@wakayama-npo.jp URL: http://www.wakayama-npo.jp	【受付時間】 火曜日～土曜日 9:00～20:50 (21:00 閉館) 日 曜 日 9:00～17:30 【休館日】月曜日・祝祭日・ 年末年始 (12/29～1/3)
---	---

和歌山県環境生活部 県民局 県民生活課 NPO・県民活動推進室
(和歌山県庁本館 2F)
TEL: 073-441-2053 FAX: 073-433-1771
メール: e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL: http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

wakayama ai ai

和になろう 県内で市民活動を行う団体や人を紹介します

九度山町住民クラブ

NO.22

大河ドラマの舞台・・・住民にしかできない街づくり

弘法大師空海が慈尊院に住む母を月に9回も訪ねてきた事から由来しているという九度山町。戦国時代に真田幸村が14年間閑居していたことでも知られています。真田庵を取り巻く歴史の深い街で活動する「九度山町住民クラブ」会長の阪井賢三さんにうかがいました。

行政と住民の役割を見直す

九度山町ではかつて官・民・産の協働による「まちなか活性化協議会」が行政主導で組織されていました。行政のリードに任せるといった形でまちづくりイベントを進めていた経験から、行政には行政にしかできない事をしてもらおうべきで、住民自身がもっと街について考えるべきなのではと集まったメンバーによって「住民クラブ」ができました。

町家の人形めぐりを開催して

住民でできることを模索していた阪井さんたちは、奈良県高取町で行われていた「雛めぐり」に出会います。これなら地域の高齢者に呼びかけられるのではと感じ、毎年5月に九度山町で開催される「真田祭り」にあわせようと仲間とともに2009年2月、「町家の人形めぐり」の開催準備に取り掛かりました。

自宅にある五月人形や雛人形、趣味の作品などを真田庵に向かう通りに向けて展示してもらえないか呼びかけを開始。スタッフのみなさんはすごく燃えていたといいます。当初は十数軒だった



町家の人形めぐりの展示の様子

のが徐々に増え、準備開始から2ヶ月足らずで62軒の参加を得ることができました。案内マップ以外のPRをしないままの開催でしたが、新聞やテレビで取り上げられたのが功を奏したそうです。

住民の意識が変わる

開催に際して住民のみなさんには、ただ人形を展示するのではなく、できるだけ通行する住民や観光客に向けて話しかけてほしい、という内容の手紙を配りました。終了後に住民に対して行ったアンケートでは「町内の方々との交流が増えた」、「観光客から

休憩所やトイレ、食事処、地元の名産など聞かれて困った」「幸村などのことをもっと勉強すべきと反省」など、様々な声があがってきたといいます。それらの声をもとに翌年には観光マップを作るなど、新たな企画を実施していきました。



手作り甲冑「九度山真田隊」

2回目の人形めぐりでは、真田幸村ゆかりの土地なのだから幸村の鎧兜を作っては?というアイデアが会員から出てきました。さっそく京都から先生を呼び、会員みんなでリアルな紙製の鎧兜17体を作りました。翌年は、前年に作り方を覚えた会員が先生役になり次の世代へと伝えてゆくことになり、数年後には30体も集まったそうです。作った鎧兜は「手作り甲冑九度山真田隊」として真田祭りの武者行列に参加し、今では「九度山真田鉄砲隊」もできて、町外の催しにも参加して活躍しています。

クラブの主な活動資金は年2回開催の音楽コンサートなどで得ていますが、最近では女性を中心に、耐水紙を使った折り紙の兜を三つ連ねた「真田つるし飾り」を作りお土産として販売するなど、資金を得るための様々なアイデアが出るようになりました。評判も上々とのこと。

住民どうしの繋がりの大切さ

「多くの観光客に来てもらうという目的もありますが、本来は地域に暮らす住民の役に立てればと活動しています。道行く人と会話し交流する。住民どうしが街について考える仕組みをつくる。コミュニティの醸成を図る。それが街づくりで最も大切なことであり、住民にしかできないことではないでしょうか。『まちは人と人をつなぐ舞台』が根底にある大切にしたい理念です」と阪井さん。

大河ドラマ「真田丸」の影響もあり、観光客も増えるであろう九度山の街。真田幸村や古い町並みも魅力の一つではありますが、何よりもそこで暮らす人々との触れ合いに魅力を感じる方も増えるのではないのでしょうか。

九度山町住民クラブ

〒648-0101 伊都郡九度山町九度山1669 TEL 090-7889-6062 (会長 阪井賢三さん)

INDEX

表紙: 特集「和になろう」/九度山町住民クラブ

p.2: 新規設立 NPO 法人紹介、助成金・イベント情報

p.1: NPO とマイナンバー、法人番号

p.3: サポートセンターからのお知らせ・ご案内

いよいよ今年 1 月からマイナンバーの取り扱いが本格的にスタートしました。NPO 法人はもちろん、任意団体でもマイナンバーの取り扱い事業所となる可能性があります。マイナンバーの取得・管理・廃棄に厳密なルールが適用されます。この機会に取扱方法を確認しておきましょう。ここではその概要の一部をご紹介します。

職員を雇用していなくても !!

職員を雇用する場合は源泉徴収や社会保障のためにマイナンバーの取得が必要、というのは広く知られていますが、職員を雇用していなくても、マイナンバーの取得が必要なケースがあります。例えば、講演やセミナーの講師に対して謝金を支払う際には源泉徴収をおこないますよね。このような際にはマイナンバーの

マイナンバーの使いみち

(参考：内閣官房マイナンバーホームページ)

- 【1】 社会保障（年金、雇用保険、医療保険、生活保護、その他福祉関係の給付など）
 - 【2】 税金（源泉徴収、確定申告などに関する業務）
 - 【3】 災害対策（被災者台帳作成など迅速な支援の実現）
- …の 3 分野に限られています。なお、上記 3 分野の業務に関して自治体の条例などで定めがある場合や事業者の業務で必要な場合などでマイナンバーの提示が求められることがあります。

マイナンバー取得・利用に関する決まり

(参考：内閣官房マイナンバーホームページ)

法律に定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供することはできません。
他人のマイナンバーを不正に取得したり、正当な理由なく提供すると罰せられます。

マイナンバー取扱事業者の簡易チェックリスト

(参考：内閣官房マイナンバーホームページ)

【担当者の明確化と番号の取得】

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員等から取得する際には、利用目的（例えば「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員等から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②マイナンバー通知カードと運転免許証などで確認を行いましょう。
- アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります

【マイナンバーの管理・保管】

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

詳しくは内閣官房マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

取得が必要になります。「職員を雇用していないからうちはマイナンバーは関係ない」とは限りませんので、注意して下さい。

「通知カード」では不十分 !!

なりすましなどを防ぐために、マイナンバーの取得の際には、通知カードと運転免許証などの本人確認書類の提示が原則として必要です（雇用の際などに運転免許証などで本人確認が行われている場合はこの限りではありません）。

なお、マイナンバー通知カードに同封されている申込用紙などを使って取得された「個人番号カード」には顔写真がありますので、個人番号カードの場合は、これ 1 枚で本人確認ができます。

保管・廃棄の体制づくりを

マイナンバーは悪用されるとたいへんですので、事業者にはマイナンバーの厳格な保管が義務付けられています。またマイナンバーが不要になった時点で適切に廃棄する必要があります。みなさんの団体では準備は OK ですか？いま一度ご確認ください。

マイナンバーの提供を受けられない場合

特定個人情報保護委員会は、①個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求め、②それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなど、単なる義務違反ではないことを明確にすること、というガイドラインを公開しています。また国税庁は、何らかの理由で個人番号が付与されていない方もいる可能性があることから、マイナンバーの記載がないことだけを理由に税務署が書類を受理しないことはない、としています。

法人番号・個人情報保護法

マイナンバーと異なり、全法人に付与される「法人番号」は、法人名と主たる事務所の所在地とともに「法人番号公表サイト」で広く公開され、自由な活用が可能です。

なお、改正個人情報保護法が 2 年以内に施行される予定です。改正法では、すべての NPO 法人が「個人情報取扱事業者」となる見込みです。個人情報保護法の動向にもご注意ください。

◎rainbow heart（和歌山市）
2015 年 11 月 25 日設立 代表者 山口 浩司

助成金 & 支援情報

近畿ろうきん NPO アワード

【対象】近畿 2 府 4 県に主たる事務所を置いている、非営利の市民活動・ボランティア活動を行う NPO 法人または任意団体
【テーマ】子どもの成長を応援する事業または子育て環境を整える事業。直接子どもが事業の対象にならなくても、子育て支援に関することなら応募可能。
【助成機関】2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日に国内で実施するプログラム
【助成金額（予定）】
はばたきコース：大賞 50 万円（1 団体）、優秀賞 30 万円（2 団体）、奨励賞 20 万円（5 団体）
はぐくみコース：はぐくみ賞 10 万円（4 団体）
助成総額は 2015 年 4 月～2016 年 3 月までの近畿ろうきん教育ローン新規融資額の 0.05% で、最大 250 万円。
【締切】1 月 29 日（金）必着
【備考】はぐくみコースは、予算規模 200 万円以下の小規模団体のみが対象。1 団体が両方のコースへの応募はできません。
【主催】近畿労働金庫
ウェブサイト（http://www.rokin.or.jp/npo/npo_award/）から応募要項、申請書のダウンロードができます。

全互協第 17 回社会貢献基金助成公募

【対象】(1) 研究助成（婚礼、葬儀など儀式文化の調査研究）、(2) 高齢者福祉、(3) 障害者福祉、(4) 児童福祉、(5) 環境・文化財保全、(6) 国際協力・交流の各事業。
【助成金額】1 件あたり上限 200 万円（調査・研究は 1 件あたり上限 100 万円）、総額は 1000 万円を予定。
【対象期間】原則として平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに実施される活動
【締切】2 月 29 日（月）必着
【主催】一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
ウェブサイトから、募集要項（<http://www.zengokyo.or.jp/social/promotion/01.html>）、申請書・予算書の様式（<http://www.zengokyo.or.jp/social/promotion/03.html>）が入手できます。

第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞

【対象】子育て支援、障がい者支援、地域活性化、環境問題、貧困問題、途上国支援等、様々な社会課題解決を目指す取り組みをおこなっている NPO・企業等
【表彰内容】大賞：賞金 100 万円、各部門賞：賞金 50 万円、新人賞・クリエイティブ賞・地域賞：賞金 25 万円。それぞれに副賞として新聞紙面への取り上げや企業によるプロボノ支援、IT 機器の進呈などがあります。
【締切】1 月 31 日（日）必着
【主催】日経ソーシャルイニシアチブ大賞事務局
原則電子メールの応募となります。詳しくはウェブサイトをご覧ください（<http://social.nikkei.co.jp/>）。

※このコーナーでは、和歌山県内で新しく設立された NPO 法人の情報をお届けしています。

イベント情報

あなただったら、どうする？ー親を看取るということ

【日 時】1 月 23 日（土）13:30～16:30
【場 所】和歌山大学地域連携・生涯学習センター（和歌山市西高松）
【内 容】「生と死を語る会」を主宰している医師・坂口健太郎さんのお話と演劇
【参加費】無料
【定 員】150 名（事前申し込み必要）
【主 催】和歌山大学地域連携・生涯学習センター（TEL 073-427-4623 / FAX 073-427-7616）

世界は「違い」でできている～多様性を考える～

（田辺会場）
【日 時】1 月 24 日（日）14:00～16:00
【場 所】田辺市民総合センター 2 階 交流ホール（和歌山会場）
【日 時】1 月 31 日（日）14:00～16:00
【場 所】和歌山ビッグ愛 8 階・和歌山県国際交流センター（両会場共通）
【内 容】互いの違いを認め合い、楽しむ心を育むには。在日コリアンやイスラームを信仰する人々などに焦点を当てながら一緒に考えます。
【参加費】無料
【定 員】30 名（事前申し込み必要）
【主催・申し込み】和歌山県、公益財団法人和歌山県人権啓発センター（TEL 073-435-5420 <http://www.w-jinken.jp/>）

しんぐう元気フェスタ 2016

【日 時】2 月 14 日（日）10:00～14:30（時間は予定）
【場 所】新宮市福祉センター
【内 容】新宮市内を中心とした NPO・ボランティア団体、農産加工グループ、企業等がブース出展。展示・体験・販売・ステージ発表など。
【入場料】無料
【問い合わせ】新宮市社会福祉協議会（0735-21-2760）

和歌山県被災地生活支援 NPO 登録団体募集について

和歌山県では、東南海・南海地震などの大規模な災害に備え、被災者への生活支援活動を円滑に行えるよう、「和歌山県被災地生活支援 NPO」として登録する制度を運営しており、様々な分野の NPO の皆さまに登録いただいております。大規模な災害が発生し、県又は市町村において被災者への生活支援活動に関する協力が必要となった場合、登録いただいた団体には協力要請の内容を情報提供します。
登録の申し込み等について、詳しくは「わかやま NPO 広場（<http://www.wakayama-npo.jp/>）」の「被災地生活支援 NPO」リンクからご覧ください。